

事務連絡
平成 30 年 4 月 2 日

大臣官房官庁営繕部

整備課特別整備室 課長補佐 殿
各地方整備局営繕部 整備課長 殿
北海道開発局営繕部 営繕整備課長 殿
沖縄総合事務局開発建設部 営繕課長 殿

大臣官房官庁営繕部

整備課 課長補佐（総括担当）
設備・環境課 課長補佐（総括担当）

技術提案における視覚的表現の取扱いについて

プロポーザル方式に基づく建築関係建設コンサルタント等の選定・特定手続については、いわゆる「特定手続通達」*¹、「公募型プロポーザル通達」*²、「簡易公募型プロポーザル通達」*³、「手続改善通達」*⁴、「運用通達」*⁵及び「運用ガイドライン」*⁶に基づき実施されているところである。

今般、公共建築設計懇談会における建築設計三会等との意見交換を踏まえ、技術提案における視覚的表現の取扱いについて改めて整理したので、下記により適切に実施されるよう留意されたい。

なお、「技術提案書に記載される表現の許容範囲の取扱いについて」（平成 13 年 1 月 17 日付け事務連絡）は、廃止する。

記

1 視覚的表現を制限する趣旨

プロポーザル方式は、「設計案」ではなく、設計対象に対する発想・解決方法等の技術提案を評価し、「ひと」を選ぶものであり、技術提案は文章での表現を原則とし、視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限の範囲においてのみ認めている*⁷。

その際、技術提案の作成が提出者の過度な負担とならないよう、歯止めをかけるため、視覚的表現の許容範囲を明示したうえで、許容範囲を超えていると判断された技術提案は、無効又はその評価点の減点措置を講じているところである。

2 見直しの背景

上記の趣旨に鑑み、これまで視覚的表現の許容範囲を具体例により示してきたところであるが、具体例の作成から 20 年以上が経過し、その間で、提出者が CAD、CG、BIM 等のコンピュータによるツールを使用して技術提案を作成することが一般化したため、手描きによるこ

とを前提とした具体例の表現が、現状に合わなくなっているとの指摘がある。また、視覚的表現の許容範囲や、評価における視覚的表現の扱いのさらなる明確化も求められている。

これらの情勢を踏まえ、上記 1 に示すプロポーザル方式の基本的な考え方を踏襲する一方で、視覚的表現の許容範囲の取扱いを見直すものである。

3 視覚的表現の許容範囲

技術提案における視覚的表現の許容範囲は、別紙 1 を基本とする。

従来は、「具体的な形状の表現」や「一定の尺度に基づく表現」を許容しないものと整理していたが、CAD、CG、BIM 等のコンピュータによるツールを使用した技術提案の表現が一般化したことから、これらのツールを使用した表現を許容するものとした。

なお、別紙 1 は標準的な考え方を示したものであり、事業の特性に応じた柔軟な運用を妨げるものではない。

4 技術提案の評価における視覚的表現の扱い

技術提案を評価する際の視覚的表現の扱いは原則として次のとおりとし、これを技術提案書提出要請書又は説明書（以下「説明書等」という。）において、技術提案書の提出者に対し明示する（記載例は別紙 2 の 1 のとおり）。ただし、地方整備局等の実情に応じた運用を妨げるものではない。

- ① 技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはないこと。
- ② 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合）は、評価対象とならないこと。
- ③ 視覚的表現が許容範囲を超えていると判断される場合は、説明書等に明示した方法により評価点を減点すること。

5 カラーによる表現の扱い

運用通達別紙 6-3 の技術提案書提出要請書例 3. 2) ①提出方法等に「送信された技術提案書のプリントアウトは白黒印刷で、複製を作成する場合は白黒複写で行う」との記述があるが、これによらず、説明書等において、カラーにより提出された技術提案書のプリントアウトはカラー印刷する旨を明記する（記載例は別紙 2 の 2 のとおり）。

6 その他の留意事項

今回、視覚的表現の許容範囲を一部拡大することにより、「プロポーザル方式が設計競技に近づいた」ものと誤解されないよう、次の点についてより一層留意する。

(1) 評価テーマの設定

プロポーザル方式は、設計案を求めるものではなく、課題に対する発想や解決方法のアイデア、コンセプトを求めるものであることを十分意識したうえで評価テーマを設定する。その際、具体の設計案の提示を受けなければ評価できないようなテーマ設定をしないこと、技術提案に求める事項（対象とする課題）を明確にしたテーマ設定をすることが必要であ

る。

(2) 提出物の分量の制限

技術提案書の作成に要する費用は提出者の負担としていることから、提出者に過大な負担をかけないよう、提出物の大きさと枚数を制限することが重要である。このため、「業務実施方針及び手法」の提案にA4判1ページ、技術提案の評価テーマ1つの提案につきA4判1ページ（評価テーマは3つ以内）とすることを原則とする。

(3) 審査員のヒアリング時及び評価での対応

各々の審査員がプロポーザルの趣旨を理解し、設計競技でないことを認識することが重要である。審査員には、ヒアリング時においてプランの納まり（例：〇〇室がどこにあるのか）や設計の細部（例：ドアの位置）などについて質問をしたり、評価したりしないようにすることが求められる。

また、技術提案書において「表現は文章によることを原則とし、視覚的表現は文章を補うためのものであること」を認識し、上記4①及び②に十分留意して評価することが重要である。

7 適用

上記3、4及び5は、原則として平成30年4月3日以降に発注手続を開始する設計業務（プロポーザル方式によるもの）に適用する。

- * 1 「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号）
- * 2 「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第270号、建設省技調発第136号、建設省営建発第25号。最終改正 平成30年3月9日付け国地契第62号、国官技第284号、国営整第237号。）
- * 3 「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号。最終改正 平成30年3月9日付け国地契第62号、国官技第284号、国営整第237号。）
- * 4 「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の改善について」（平成12年7月26日付け建設省厚契発第25号、建設省技調発第119号、建設省営建発第47号。最終改正 平成22年7月29日付け国地契第15号、国官技第116号、国営整第88号。）
- * 5 「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について」（平成12年12月6日付け建設省厚契発第43号、建設省技調発第191号、建設省営建発第70号。最終改正 平成30年3月9日付け国地契第63号、国官技第285号、国営計第105号、国営整第238号。）
- * 6 「「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」の改正について」（平成23年6月30日付け国地契第16号、国官技第105号、国営整第62号、国北予第8号。最終改正 平成27年11月24日付け国地契第34号、国官技第212号、国営整第162号、国北予第21号。）
- * 7 「プロポーザル方式に基づく設計者選定要領」（平成6年 公共建築設計懇談会 設計プロポーザル検討部会報告）において、「プロポーザル方式は、当該プロジェクトに関する案を求めるのではなくプロジェクトに対する発想、解決方法、対応姿勢を求めるものである。言い換えれば当該プロジェクトに対する基本的考え方（コンセプト）を重要な判断材料として人を選ぶ方式である。従って、その表現は文章によることを原則とし、視覚的表現は文章を補うためのイラスト、イメージ図、ダイアグラム、パターン図等に止めるべきで、一定の縮尺に基づく図面、透視図、図面を基にした透視図やこれに近いスケッチ等は除外されるべきである。」とされている。

(別紙1) 技術提案における視覚的表現の許容範囲

1 視覚的表現の基本的な考え方

プロポーザル方式は、「設計案」ではなく、技術提案を評価し、「ひと」を選ぶものであり、技術提案書の提出者は、設計対象に対する発想・解決方法等の評価テーマに対する考え方を、文章にて明確に表現することが基本であるが、提案にあたり視覚的表現による補足が適当と考えられる内容については、その内容を表すのに相応しい適切なイメージ図等による表現を認める。

2 視覚的表現の許容範囲

次に掲げる視覚的表現は許容しない。

- ① 具体的な建物の設計又はこれに類する表現
- ② 詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現

【許容しない表現の例】

- ・ 具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、精巧・精密な透視図等
- ・ 大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現された平面イメージ
- ・ 高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現
- ・ 仕上げ材、家具、造作、設備機器等の詳細な形状、具体の寸法等の表現

ただし、①既存の建築物等の写真の使用、②増築、改修等の場合における当該建築物の既存図面を使用した表現、③導入するシステム、工法等のイメージを示すための限定的な詳細スケッチの使用は許容する。

なお、上記の許容しない表現に抵触しない範囲で、CAD、CG、BIM等のコンピュータによるツールを使用した表現及びカラーを用いた表現を許容する。

(1) 平面イメージ図

5

(2) 外観（立面・鳥瞰）イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
景観への配慮、街並みとの調和等、建物の外観に係る要素が評価テーマとされる場合、建物や、建物と周辺環境との関係の考え方などについての説明文を補足するための外観イメージ図。建物の配置やボリュームが表現されていてよい。簡易なファサードの表現がされていてよい。	簡易でないファサードの表現。例えば、高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現。

(3) 配置イメージ図

許容される表現の例

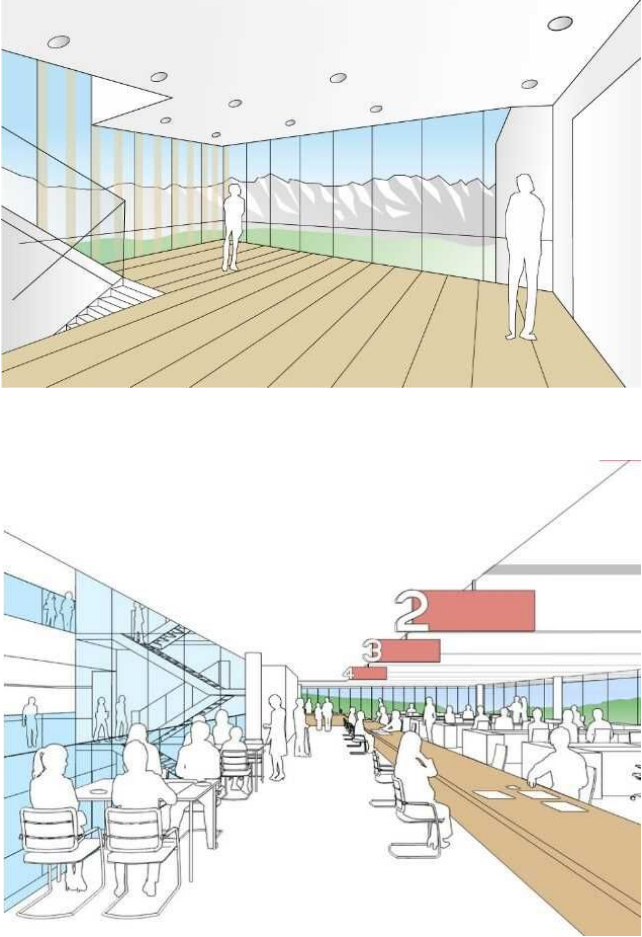
(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)

敷地内の人や車の動線や建物の配置・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための配置イメージ図。一定の尺度で建物の形状が表現されていてよい。周辺地域が表現されていてよい。

許容されない表現の例

建物部分の表現が「平面イメージ図」の許容されない表現に該当するもの。
屋根材、舗装材等の細部が描き込まれたもの。

(4) 内観イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
室内空間の考え方についての説明文を補足するための内観イメージ図。内部空間の形状が表現されていてよいが、描き込みは簡易な表現とする。	仕上げ材や家具・調度品の素材の質感、細部の形状等、詳細が描き込まれた、描き込みが簡易でない表現。

(別紙2) 技術提案書提出要請書又は説明書における記載例

1 技術提案の評価における視覚的表現の扱いの記載例

(技術提案書の記載上の留意事項に係る項目)

○記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

- ・提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- ・視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならない。(表現の許容範囲については、別添○参照。【注：本事務連絡の別紙1を参考に作成したものを想定】)
- ・技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。
- ・説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合）は、評価対象とならない。
- ・視覚的表現の表現方法が許容範囲を超えていると判断される場合は、当該評価テーマに係る評価点から、その1／2を減点する。
- ・技術提案書の提出者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名（組織名）、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等）を記載してはならない。

2 カラーによる表現の扱いの記載例

(技術提案書の作成・提出方法に係る項目)

【標準プロポーザル方式の場合】

○電子入札システムにより技術提案書を提出する場合は、以下の点に留意すること。

- ・プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、送信された技術提案書がカラーの場合、プリントアウトはカラー印刷で行う。

【公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の場合】

○作成方法

- ・別添様式を基に作成を行うものとし、ファイル形式、ファイル容量等の基本的事項は、参加表明書の作成方法と同様とする。ただし、送信された技術提案書がカラーの場合、プリントアウトはカラー印刷で行う。

※本記載例は、運用通達及び運用ガイドラインに記載のある表現に、下線部を修正又は追記した形として示している。